



山口市

報 道 資 料

令和4年2月7日

1 件名
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「山口市飲食店等感染防止対策強化支援金（オミクロン株対応）」の創設について
2 日時
3 場所
4 内容
<p><飲食サービス事業者や観光関連事業者等への支援></p> <p>新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の急速な感染拡大に伴い、山口県においては、令和4年1月9日から山口県の一部（岩国市・和木町）、2月1日からは、山口県全域に拡大し、まん延防止等重点措置の適用による「感染拡大防止集中対策」を実施され、併せて飲食店等の営業時間の短縮や、感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛等を要請されている状況である。</p> <p>これにより、売上の減少等の影響を受けている市内飲食サービス事業者や観光関連事業者等における、感染防止対策のさらなる強化や事業活動の継続を図るための取組に対して支援を行います。</p> <p>名 称：山口市飲食店等感染防止対策強化支援金（オミクロン株対応）</p> <p>予算額：170,000千円（令和3年度現計予算）</p> <p>対象者：市内で飲食店・宿泊施設を営む事業者、土産物店・タクシー・自動車運転代行業を営む市内事業者、飲食店・宿泊施設・土産物店に飲食料品等を納入する市内事業者</p> <p>要 件：平成31年1月から令和3年2月までの売上と比較して、令和4年1月又は2月のいずれかの売上が50%以上減少、又は1月及び2月の売上の合計が30%以上減少していること。等</p> <p>支援額：（1）飲食店 1店舗につき20万円 ただし、午後8時から午前5時までの時間帯に営業している酒類を提供する店舗については30万円 複数店舗営む事業者は2店舗分まで（上限60万円） （2）旅館・ホテル 1施設につき20万円 複数施設を営む事業者は2施設分まで （3）土産物店・タクシー・自動車運転代行・納入事業者 1事業者につき20万円 ※（1）及び（2）の併給は可能</p> <p style="text-align: right;">（裏面に続く）</p>



山口市

申請期間：令和4年2月14日（月）～3月31日（木）（当日消印有効）

申請方法：指定された支援金事務局への郵送

申請書類：市ウェブサイトへの掲載及び各総合支所・市内商工会議所・商工会に配架

支給時期：申請書類受理後2週間以内（書類に不備等がない場合）

<事業復活支援金等の申請に係る相談窓口の設置>

内 容：令和4年1月末から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の継続・回復を支援する国の「事業復活支援金」の申請が開始されました。

この支援金の給付対象である市内中小・小規模事業者が円滑に事務手続きを行い、早期に受給できるよう、ふるさと産業振興課内に設置している「山口市中小企業支援総合相談窓口」において、制度の案内等を行います。

なお、この相談窓口では、上記支援金のほか、国・県・市による事業者支援制度をワンストップで案内します。

<お問い合わせ先>

山口市中小企業支援総合相談窓口

TEL：0120-36-3355（フリーダイヤル）

案内時間：平日 8時30分～17時15分

5 実施主体
山口市

6 問い合わせ
山口市経済産業部ふるさと産業振興課 商工労政担当 植村・弘中
TEL 直通：(083)934-2719

社会経済活動の維持に向けた取組

事業概要

オミクロン株の急速な感染拡大に伴い、県においては、1月9日から、岩国市と和木町を重点措置区域とした「山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策」を実施され、現在、その区域を県内全域へと拡大し、飲食店等の営業時間の短縮や、感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛等の要請をされています。これにより売上げの減少等の影響を受けている市内の飲食店や観光関連事業者等の感染症対策の更なる強化や事業活動の継続を図るための取組に対して支援を行います。

飲食店や観光関連事業者等への事業継続支援（商工業振興対策事業費）

現計予算【予算額：170,000千円】

【事業内容】

市内で飲食店・宿泊施設を営む事業者、土産物店・タクシー・自動車運転代行業を営む市内事業者、飲食店・宿泊施設・土産物店に飲食料品等を納入する市内事業者のうち、令和4年1月又は2月のいずれかの売上げが50%以上減少、又は1月及び2月の売上げの合計が30%以上減少している事業者を対象に、感染症対策の更なる強化や事業活動の継続を図るため、支援金を給付します。

【対象・支援内容】

	対象	支援内容
(1)	市内で飲食店を営み、店舗内で飲食料品を提供する中小企業者 (ただし、原則、県が定める感染防止対策を実施している飲食店である「やまぐち安心飲食店」として認証された店舗であること。)	1店舗につき20万円 ・通常、午後8時から午前5時までの時間帯に営業している酒類を提供する店舗については、1店舗30万円の支援額とします。 ・複数店舗を営む事業者については、2店舗分までの支援を上限とします。
(2)	市内で旅館・ホテルを営む宿泊事業者	1施設につき20万円 ・複数施設を営む事業者については、2施設分までの支援を上限とします。
(3)	主に観光客を対象とした対面販売の小売業を営む市内中小企業者（土産物店）、タクシー事業又は自動車運転代行業等を営む市内中小企業者	1事業者につき20万円
(4)	飲食店、宿泊施設又は土産物店へ飲食料品等を納入する事業を営む市内中小企業者	1事業者につき20万円

県が実施する「飲食店等への営業時間短縮要請による協力金」及び「中小事業者緊急対策支援金」は、対象月の売上げに含めることとします。なお、(1)~(4)のいずれかでの申請となります。ただし、(1)と(2)の併給は可とします。

【申請期間】令和4年2月14日~3月末

担当課：経済産業部 ふるさと産業振興課（電話：083-934-2719）

社会経済活動の維持に向けた取組

事業復活支援金等の申請に係る「中小企業支援総合相談窓口」による支援

【事業内容】

令和4年1月末から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者の事業継続・回復を支援するため、国の「事業復活支援金」の申請受付が始まっています。この支援金の給付対象である中小・小規模事業者が円滑に事務手続きを行い、早期に受給できるよう、ふるさと産業振興課内に設置している「山口市中小企業支援総合相談窓口」において、制度の案内等を行います。

なお、この相談窓口では、上記支援制度のほか、国・県・市による事業者支援制度を、ワンストップで案内します。

【主な支援制度】

支援制度	支援内容
事業復活支援金 【国】	新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上げが、平成30年11月～令和3年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者に対する給付金
雇用調整助成金 【国】	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用に対する助成
小学校休業等対応助成金 【国】	小学校の臨時休校などにより、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対する助成
セーフティネット保証 【国・市認定】	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援
中小事業者オミクロン株 集中対策支援金 【県】	令和4年2月の売上げがコロナ前と比較して30%以上減少した県内中小事業者に対する支援金 (営業時間短縮要請の対象事業者は除く。)

<山口市中小企業支援総合相談窓口>

電話：0120-36-3355 受付時間：8:30～17:15

担当課：経済産業部 ふるさと産業振興課 (電話：083-934-2719)